

一般財団法人
社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ
役員報酬規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般財団法人社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ定款第 27 条に基づき、役員報酬について、基本事項を定めるものである。

(支給対象役員)

第 2 条 この法人が報酬を支払うことができる役員は、定款第 19 条に定める代表理事、専務理事、業務執行理事及び監事とする。

(定例報酬の額の決定)

第 3 条 この法人の理事の定例報酬月額、(別表 1) 理事俸給表のとおりとし、各々の理事報酬月額は俸給表のうちから、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。なお、理事会は、年度途中で役員に対する報酬額を変更することがある。
2 各々の 監事の報酬に関しては、(別表 2) 監事俸給表のとおりとし、俸給表のうちから、監事の協議によって決定する。

(使用人を兼務する役員への報酬の支払い方法等)

第 4 条 理事のうち、使用人を兼務する者の報酬および給与についてはその勤務の状況等により役員としての報酬と使用人としての給与に区分して支給することができる。なお、使用人としての給与の額については、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(講師及び原稿執筆謝金)

第 5 条 役員等が代表理事よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(費用の支払い)

第 6 条 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含

む)、出張手当及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給日)

第7条 理事への報酬の支給計算の期間は、当月1日から当月末日までとする。その支給日(使用人兼務役員の使用人部分給与を含む)は、経理規程等の経理に関する定めに従う。

2 監事への報酬は当該年度末に支払うものとする。

(減額等の措置)

第8条 法人業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬の減額等の措置を取ることがある。

(改廃)

第9条 この規程の変更および改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定めることができる。

附 則 本規程は2020年10月1日より施行する。

附 則 変更後の規程は、2021年6月28日より施行する。(2021年6月28日評議員会決議)

附 則 変更後の規程は、2021年9月21日より施行する。(2021年9月21日評議員会決議)

附 則 変更後の規程は、2023年5月9日より施行する。(2023年5月9日評議員会決議)

(別表 1) 理事俸給表 (単位:円)

号棒	月額
1	10,000
2	20,000
3	40,000
4	60,000
5	80,000
6	100,000
7	120,000
8	140,000
9	160,000
10	180,000
11	200,000
12	220,000
13	240,000
14	260,000
15	280,000
16	300,000
17	320,000
18	340,000
19	360,000
20	380,000
21	400,000

(別表 2) 監事俸給表 (単位:円)

号棒	年額
1	10,000
2	20,000
3	40,000
4	50,000
5	80,000
6	100,000